



■番号変更について

軽二輪車(排気量250cc以下のオートバイ)のナンバープレートを紛失・破損した際は番号変更の手続きが必要になります。

ご不明な点がございましたら検査・登録案内(TEL:050-5540-2013)へ

庄内ナンバーの車両については(050-5540-2014)へお問い合わせください。

破損などによる同一番号の作成については山形県自動車整備振興会(TEL:023-686-4834)へお問い合わせください。

同一番号の作成は、ナンバープレートが読み取り可能で、返納出来る場合のみ可能です。

■必要書類

* 山形ナンバーは山形運輸支局へ、庄内ナンバーは庄内自動車検査登録事務所へ
他県ナンバーは該当の運輸支局等へ申請する必要があります。

注:二輪車には好きな番号を選択できる希望ナンバー制度はありません

- ①軽自動車届出済証
- ②申請書(OCRシート軽二輪第4様式)
- ③使用者の委任状(押印不要、申請書に記名でも可)
- ④ナンバープレート
- ⑤自動車損害賠償責任保険(共済)証明書(自賠責証) 手続きの当日時点で有効なもの
- ⑥手数料納付書(手数料無料)

【費用】

※別途ナンバープレートの費用がかかります。

→[ナンバープレートの費用について](#)

↓↓

開くことが出来ない場合は、「自動車の登録」ページの「その他関連項目」を参照下さい。

番号変更(軽二輪)に関するお問合せ先

登録部門 TEL:023-686-4711(ガイダンスの後に「1」をプッシュ)

窓口受付時間(土日祝日を除く) 午前8:45~12:00 午後13:00~16:00